【短期入所 利用料金の目安について】

◇併設型ユニット型 介護サービス費(1割)

(単位:円)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	514	638	684	751	824	892	959
夜勤職員配置加算IV	20						
サービス提供体制加算 [イ	18						
処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数(基本サービス費+各種加算)に加算率(8,3%)を乗じたもの						
特定処遇改善加算(I)	総単位数(基本サービス費+各種加算)に加算率(2,7%)を乗じたもの						
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200 (該当される方のみ ※7日を限度に算定)						
緊急短期入所 受入加算	90 (該当される方のみ ※7~14日間)						
若年性認知症利用者 受入加算	120 (該当される方のみ)						
送迎(片道)1回	184 (該当される方のみ)						
療養食加算	23(該当される方のみ)						

※特定処遇改善加算(I)については令和元年11月から算定。

◇食費及び居住費(朝:350円 昼:600円 夕:550円)

(単位:円)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
食 費	300	390	650	1500	
居住費(滞在費)	820	820	1310	2006	

◇利用料金(1日分)の目安 介護サービス費 + 各種加算 + 食費・居住費 (※処遇改善加算(I)・特定処遇改善加算(I)は除く)

(単位:円)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
要支援1	1, 652	1, 742	2, 492	4, 038	
要支援2	1, 776	1, 866	2, 616	4, 162	
介護度1	1, 842	1, 932	2, 682	4, 228	
介護度2	1, 909	1, 999	2, 749	4, 295	
介護度3	1, 982	2, 072	2, 822	4, 368	
介護度4	2, 050	2, 140	2, 890	4, 436	
介護度5	2, 117	2, 207	2, 957	4, 503	

【食費及び居住費の負担限度額の設定について】

※短期入所サービスの食費・居住費(滞在費)について、低所得者には負担限度額が設けられており 限度額をこえた分は補足給付として現物給付されます。

限度額が設定される低所得者とは市町村民税世帯非課税の人で、収入等により次の3段階に区分されます。市町村は、対象者に対して申請により負担限度額を記した「介護保険負担限度額認定証」を 交付します。当園はそれに従い負担を徴収します。

利用者負担段階	対象となる人(市町村民税世帯非課税)
第1段階	住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人
第2段階	住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人
第3段階	住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人